

若松税理士事務所通信

平成31年3・4月号 No.76

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<平成31年度の税制改正について>

平成31年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- ① 住宅ローン控除の拡充

【法人税関係】

- ② R&D促進のための研究開発税制の見直し
- ③ 中堅・中小企業による設備投資等の支援

【資産税関係】

- ④ 個人事業主の事業承継税制の創設
- ⑤ 事業用の小規模宅地特例の見直し
- ⑥ 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し
- ⑦ 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

【消費課税関係】

- ⑧ 車体課税等の見直し
- ⑨ 外国人旅行者向け消費税免除制度の見直し

【その他】

- ⑩ 金地金等の密輸に対応するための消費税における支払税額控除の見直し
 - ⑪ 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備
 - ⑫ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し
- ※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
 - ② 所得税の納付…[4月22日\(月\)](#) (注)
 - ③ 消費税の納付…[4月24日\(水\)](#) (注)
 - ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
 - ⑤ 個人住民税の通知…普通徴収：納期限は6月、8月、10月及び1月の末日
 - ⑥ 自動車税の納付…5月末日
- (注) 税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(小1)、次男(年長)、長女(2才)の3児の父親として育児に奮闘しております。

確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事・育児等すべて負担させてしまうため、本当に感謝をしております。

ただ、今年から事務所を自宅近くに移転したため、夕食とお風呂の時間を一緒に過ごす事が出来るようになりました。また、通勤時間も徒歩になり、帰宅時間も早くなったため、妻に心配をかける事が少なくなりました。事務所移転のメリットの一つですね。

最近の若松家のブームはレゴブロックです。大工の義父に専用のテーブルを作ってもらったので、日々制作に励んでおります。ちなみに、今年の夏休みにはレゴランドに行く予定にしています。

また、長男は小学生1年生になり新生活が始まります。次男は3月でよくやく5歳になりました。お兄ちゃんが卒園したため、別々の行動になるので頑張っ欲しいですね。長女はだいぶおしゃべりが上手になったので、日々のやり取りがもっと楽しくなりました。これからも兄弟妹仲良く過ごして欲しいです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々をご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

